

協会けんぽ



令和5年  
6月号

かかるとき  
ちゃんと伝えて  
負傷原因

健康保険に関するタイムリーな話題をお届け! 職場内で回覧してください。

## 整骨院・接骨院の健康保険の対象について

柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかる場合、「協会けんぽ」から療養費としてその一部が支払われますが、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。

### 健康保険の対象となる場合

急性などの外傷性が明らかなものに限ります。

■ 打撲

■ 捻挫

■ 挫傷(肉離れなど)

■ 骨折・脱臼

\*骨折・脱臼については  
医師の同意が必要(応急処置を除く)



### 健康保険の対象とならない場合

■ 単なる肩こり・筋肉疲労

■ 慰安目的のあんま・マッサージ代わりの利用

■ 病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア)などからくる痛み・こり

■ 脳疾患後遺症などの慢性病

■ 過去の交通事故等による後遺症

■ 症状の改善が見られない長期の治療

■ 医師の同意のない骨折や  
脱臼の治療(応急処置を除く)

■ 仕事中や通勤途上に起きた負傷



## 整骨院・接骨院にかかるときの5つの注意事項

### ① 負傷の原因を正しく伝えましょう



何が原因で負傷したのかをきちんと話しましょう。外傷性の負傷でない場合や、**負傷原因が労働災害に該当する場合又は、通勤途上の負傷は、健康保険は使えません。**

### ② 療養費支給申請書の内容をよく確認し、必ず自分で記載しましょう



『療養費支給申請書』は、受療者が柔道整復師に委任をし、本人に代わって治療費を「協会けんぽ」に請求し支払いを受けるために必要な書類です。委任欄に記入する場合は、**傷病名・日数・金額をよく確認しましょう。**

### ③ 領収書をもらいましょう



領収書は必ずもらいましょう。**金額などに相違があれば、「協会けんぽ」までご連絡ください。**なお、領収書は医療費控除を受ける際にも必要になりますので、大事に保管してください。

### ④ 治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう



長期間治療を受けても快方に向かわない場合は、内科的要因も考えられますので、一度医師の診断を受けましょう。

### ⑤ 「ついで」受診は支給対象外です



**「ついでに他の部分も」とか「家族に付き添ったついでに」といった「ついで」の受診は支給対象外です。**

「協会けんぽ」より治療内容について  
お尋ねすることができます

整骨院・接骨院での施術内容が適切なものかどうかを確認するため、施術を受けた被保険者・被扶養者の方に、協会けんぽから電話や文書などで施術内容の照会を行う場合があります。整骨院・接骨院にかかったときは、施術の記録(負傷部位・施術内容など)、領収証等を大切に保管し照会があったときに回答できるようにしておきましょう。ご理解・ご協力をお願いいたします。

# インセンティブ獲得に向けて

令和5年度の取り組みは2年後の保険料率に反映されます

## インセンティブ制度について

インセンティブ制度とは、協会けんぽの加入者および事業主の皆さまの取り組みに応じて、  
インセンティブ(報酬金)を付与し、ご負担いただいている都道府県支部ごとの「健康保険料率」に  
反映させる制度です。インセンティブを獲得できるのは、上位15支部であり、令和5年度の  
取り組みは、2年後の令和7年度の保険料率に反映されます。

令和3年度  
総合順位 32位 / 47支部

岡山支部の令和5年度保険料率は、令和3年度の取り組みが  
反映されており、インセンティブは獲得できませんでした。



令和7年度インセンティブを獲得するために、  
次の5つの取り組みにご協力をお願ひいたします！！



### 順位を決める 評価項目

令和3年度 岡山支部  
順位

### 取り組んで いただきたいこと

1

#### 特定健診等の 実施率

(健康診断を受けているか)



33位  
/ 47支部

- 生活習慣病予防健診(被保険者)、  
特定健診(被扶養者)を受ける
- 事業者健診結果データを  
協会けんぽに提出する

2

#### 特定保健指導の 実施率

(健康サポートを利用しているか)



4位  
/ 47支部

- 対象となった方は、  
特定保健指導を受ける

3

#### 特定保健指導対象者の 減少率

(メタボ対象者が減っているか)



43位  
/ 47支部

- 特定保健指導を受けて  
生活習慣を改善する

4

#### 医療機関への受診勧奨を 受けた要治療者の 医療機関受診率

(健診結果が「要治療」の方が医療機関を受診したか)



42位  
/ 47支部

- リスクを放置せず、早めに  
医療機関を受診する

5

#### ジェネリック医薬品の 使用割合

(ジェネリック医薬品を選んでいるか)



27位  
/ 47支部

- ジェネリック医薬品を使う



全国健康保険協会 岡山支部  
協会けんぽ

〒700-8506  
岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル1号館8階  
受付時間 8:30～17:15  
☎ 086-803-5780 (代表) 協会けんぽ岡山 検索